

船舶事故調査報告書

平成30年10月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年3月10日 17時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市綱掛 ^{つなかけ} 北東岸 大船越港沖防波堤東灯台から真方位110°750m付近 (概位 北緯34°16.4′ 東経129°21.7′)
事故の概要	漁船 ^{いさねん} 飛燕は、航行中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年3月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 飛燕、4.95トン NS3-85816（漁船登録番号）、個人所有 第290-34177号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵に曲損、船底外板に破口（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、対馬市東方沖で一本釣り漁を終え、平成30年3月10日16時00分ごろ、対馬市高浜漁港に向け、約15ノットの対地速力で自動操舵により西進を開始した。</p> <p>船長は、操舵室右舷側にあるGPSプロッターを見ながら、背もたれ付の椅子に腰を掛け、操船していたところ、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>船長は、17時00分ごろ衝撃で目が覚め、本船が変針予定場所を通過して綱掛北東岸の岩場に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、機関を後進として離礁を試みたものの、離礁できなかつたので、知人に携帯電話で救助を要請し、知人が海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、来援した漁船に救助された。</p> <p>本船は、3月11日、船長が所属する漁業協同組合が手配した業者により引き出された。</p> <p>船長は、本事故当時、眠気を感じていなかったが、周囲に航行の支障となる他船を認めなかつたので、気が緩んだのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、自動操舵で航行中、船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して航行を続け、綱掛北東岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。

	<p>船長は、自動操舵で航行したこと、周囲に航行の支障となる他船がいなかったこと、及び背もたれ付の椅子に腰を掛けて見張りを行っていたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、自動操舵で航行中、船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して航行を続け、綱掛埼北東岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵とした状態で、椅子に腰を掛けた姿勢で見張りをする場合は、時々、外の風に当たったり、椅子から立ち上がったたりするなど、居眠り運航を防止する措置を採ること。